

国立市これからの公共施設の在り方審議会の運営方法について（案）

1. 会議開催・参加方法

- ① 会議開催場所は、原則、市役所庁舎会議室で行うこととする。
- ② 会議開催日は平日とし、日時は委員の出欠予定の回答から出席予定人数を確認し、事務局においてとりまとめ判断したうえで、会長の了解をもって決定する。
- ③ 会議への参加は、会場への参集を基本とする。
- ④ やむを得ない場合に限り、オンラインシステムを利用したウェブ会議での参加を認める。
ただし、市役所庁舎以外で開催する場合は、会場への参集のみ出席として取扱う。
ウェブ会議による参加の場合、以下条件を満たす場合のみ出席の取扱いとし、報酬の支払いを行う。

a) 委員本人の顔が常に確認出来る状況で参加すること。

b) ウェブ会議上の参加者名を委員名簿と同じ表示とすること。

なお、映像及び音声を送受信できなくなった場合または、正常に通信できていると判断しがたい場合（音声が聞き取り難い、画像がフリーズしている時間が頻繁に生じているなど）のほか、当日の会議で特に主要となる審議や採決に参加出来ていないと判断される場合は、欠席の扱いとする。

- ⑤ 答申前など重要な会議における参加方法は、別途確認する。

2. 会議の公開

会議は原則公開とし、会場のほか、市が設定するオンラインシステムを利用したウェブ会議による傍聴も可能とする。

ただし、審議等に関する情報の性質が、公にする公益性を考慮してもなお、公開することの支障が看過し得ない場合は非公開とすることが出来る。

なお、非公開とする場合は案件（議題）ごとに判断する。

3. 会議録（議事録）、会議の記録

- ① 要点記録とする。（発言確認のための事務局において録音を行う。）
- ② 出席委員による内容確認後、国立市ホームページにおいて公開する。
公開場所は、本審議会のページとする。
- ③ 会議等の記録のため写真撮影を行い、ホームページで使用する場合がある。